

税の申告を
忘れずに

市民税県民税等の申告の受け付け開始

令和6年度市民税県民税の申告受け付けが始まります。

各出張所地区では1月25日(木)から順次、市役所では2月9日(金)から申告会場を開設します(市役所会場では、2月15日(木)までは営業等・農業、不動産収入の申告がないのみ受け付け可)。郵送での申告は1月15日(月)から受け付けます。

お住まいの地区の申告の日程など、詳しくは本紙と同時に配布(市ホームページにも掲載)している「令和6年度市民税県民税申告のお知らせ」でご確認ください。

自宅からの申告にご協力を

申告会場が混み合い、長時間お待たせする場合がありますので、市民税県民税の申告は、作成した申告書をできるだけ郵送で提出するよう協力をお願いします。

なお、所得税の確定申告をする人は、市民税県民税の申告は原則不要ですが、一部の人(※)は申告が必要です。

(※)…令和6年1月1日現在、住所は弘前市外にあるが、家屋敷等が弘前市内にある人など。

確定申告は、自宅のパソコンやスマートフォ

ンから申告できる「**国税電子申告・納税システム(e-Tax)**」(e-Taxの詳細は、国税庁ホームページをご覧ください)の利用が便利

です。そのほか、自書した確定申告書または国税庁ホームページで作成・印刷した申告書を税務署へ郵送する、税理士に申告書の作成・提出を依頼するなどの方法もあります。

申告漏れにご注意を

申告が必要なのに申告しないと「未申告」となり、公的医療保険(国民健康保険や後期高齢者医療制度など)や介護保険、各種制度(障害福祉、児童福祉、公営住宅、教育費支援など)の利用に影響が出たり、負担軽減が受けられなかったりするほか、「所得・課税証明書」の交付が受けられないなどの不利益が生じることがあります。

特に、無収入または非課税収入(遺族年金、障害年金、傷病手当、失業保険、生活保護など)のみの人は、申告漏れがないよう注意してください。

■**問い合わせ・提出先** 市民税課市民税第二・第三係(〒036-8551、上白銀町1の1、市役所2階、☎40-7025、40-7026)



意見を募集します - パブリックコメント -

次の計画の素案・案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント(意見公募手続き)を実施します。



第3期弘前市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画/素案)

特定健診やレセプトのデータ等を活用し、地域の健康課題を明確にした上で、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため「第3期弘前市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)」を策定します。

▼**募集期間** 1月17日(水)～2月16日(金・必着)

▼**閲覧場所** 国保年金課(市役所1階)または下記共通事項に記載の閲覧場所

▼**提出先** ①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、国保年金課宛て/②国保年金課へ持参(平日の午前8時30分～午後5時)/③ファクス…39-6199/④Eメール…kokuho@city.hirosaki.lg.jp/⑤「わたしのアイデアポスト(※)」へ投函

■**問い合わせ先** 国保年金課(☎35-1116)

(※)…「わたしのアイデアポスト」は市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室、市民課城東分室、各出張所に設置しています。

水道料金・下水道使用料の改定について(案)

上下水道部では、人口減少に伴う料金収入の低下や、老朽化した上下水道施設の維持管理費用の増加により、現状の料金収入では上下水道事業経営の維持が困難であることから、令和7年度に料金見直しを行います。

▼**募集期間** 1月22日(月)～2月21日(水・必着)

▼**閲覧場所** 上下水道部総務課(岩木庁舎2階)、市役所総合案内所(市役所1階)または下記共通事項に記載の閲覧場所

▼**提出先** ①郵送…〒036-1393、賀田1丁目1の1、上下水道部総務課宛て/②上下水道部総務課へ持参(平日の午前8時30分～午後5時)/③ファクス…55-9680/④Eメール…suisoumu@city.hirosaki.lg.jp/⑤「わたしのアイデアポスト(※)」へ投函

■**問い合わせ先** 上下水道部総務課経理係(☎55-9660)

年金と国保に関するお知らせ

令和5年分公的年金等の源泉徴収票を送付

高齢・退職を支給事由とする日本年金機構からの年金を受給している人全員に、令和5年2月支払い分～12月支払い分まで(令和6年1月に支払いがあった人は1月支払い分まで)の金額を記載した源泉徴収票が1月中旬から順次送付されます(障害年金や遺族年金は非課税所得であるため、源泉徴収票は送付されません)。

令和5年分の源泉徴収票の再交付は、1月から申請を受け付けています。また、「ねんきんネット」からも再交付申請ができます。詳しくは「ねんきんネットによる通知書再交付申請」を確認を。

■**問い合わせ先** ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)/弘前年金事務所(外崎5丁目、☎27-1339)

国民健康保険に加入している皆さんへ

国保加入世帯員の中に市民税県民税の**未申告者**がいる場合は、保険料や高額医療費の自己負担限度額が高くなる場合があります。世帯主または加入世帯員で、次の①と②に該当する人も申告が必要です。

①非課税収入(障害年金・遺族年金・失業保険など)のみの人/②収入が無かった人

▼**申告期限** 3月15日(金)

詳細は、本紙と同時に配布の「令和6年度市民税県民税申告のお知らせ」を確認を。

■**問い合わせ先** 国保に関すること…国保年金課国保保険料係(☎40-7045)/申告に関すること…市民税課市民税第二・第三係(☎40-7025、40-7026)

申告漏れにご注意を!

共通事項

▼閲覧方法

○市ホームページから閲覧

○次の場所での閲覧(平日の午前8時30分～午後5時)

岩木総合支所総務課(賀田1丁目)、相馬総合支所民生課(五所字野沢)、市民課駅前分室(駅前町、ヒロロ3階)、市民課城東分室(末広4丁目、総合学習センター内)、各出張所
※市民課駅前分室は土・日曜日、祝日も閲覧可。

▼**対象** ①市内に住所を有する人、②市内に事務所または事業所を有する個人または法人、その他団体など、③市内の事務所または事業所に勤務する人、④市内の学校に在学する人、⑤本市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人、⑥本計画(素案)または

各改定(案)に利害関係を有する人

▼**提出方法** 指定の様式または任意の様式に、氏名(法人などの場合は名称および代表者氏名)、住所、在住・在学の別(任意様式の場合は対象①～⑥のいずれか)、件名(任意様式のみ、「〇〇計画(または〇〇改定について(案))への意見」など)を記入し、提出してください。

※記入漏れがある場合は、意見として受け付けません。また、電話など口頭では受け付けません。

▼**意見の公表など** 寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市ホームページで公表します。なお、個別の回答はしません。